

当協会定款第36条第4項の規定に基づき、優良信書便事業者表彰に関する実施要領を次のとおり定める。

優良信書便事業者表彰 実施要領

1 趣旨

信書の送達を営む事業者による適正な業務運営の確保、利用者に対するサービス向上及び事業機会の拡大を図るため、これらに貢献する活動を行った者を表彰する。

2 募集及び選考

毎年9月26日から12月25日までの3ヶ月間募集（自薦・他薦とも可。別紙様式により推薦。）を行う。

その後、当協会に設置された顧問会議による審査結果を踏まえ、会長が理事会の同意を得て決定する（原則として、2～3者程度）。

協会の定時総会に際して、協会会長名により表彰する。

【顧問会議メンバー】

竹内 健蔵 氏	東京女子大学現代教養学部国際社会学科経済学専攻 教授
永峰 好美 氏	読売新聞東京本社 企画委員
山田 忠史 氏	京都大学大学院工学研究科 准教授

3 選考基準

次のいずれかに該当する個人又は法人から選考する（必要に応じ活動視察を行う）。

- （1）協会が実施する信書便事業に関する研修及び広報活動について、多大の貢献があり、他の模範となるものと認められる者
- （2）利用者に対する更なるサービス向上に関し、多大の貢献があり、他の模範となるものと認められる者
- （3）その他、（1）（2）に該当しない表彰するにふさわしい者

* 上記は①模範性（協会会員の模範となる活動） ②貢献性（業界の発展あるいは社会への貢献度） ③規律性（業界の信頼を強化する活動） ④独創性（業界にふさわしいビジネスモデルに革新をもたらす活動） ⑤教育の充実度（業界の信頼を継続する活動）となり、それらを選考のベースとする。

4 その他

原則として、表彰対象は会員事業者とするが、業界全体の発展に寄与することを勘案し、協会の会員以外の者を表彰することもありうる。

実施細目

1、スケジュール

月 項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集期間	← 募集期間：9月26日～12月25日 →						
選考及び 決定					← 顧問会議で選考・決定 →		
表彰						← 総会にて表彰 →	

- ・ 募集 9月26日～12月25日
- ・ 選考及び決定 1月から2月の期間で選考し、顧問会議で決定
- ・ 表彰 2月下旬～3月上旬の総会にて表彰

2、選考の方法

各内容にてポイント制度を採用

1人持ち点10点にて平均7点以上を条件

持続可能な活動であることを確認

3、発表の方法

協会のホームページに掲載、及び業界新聞に紹介をする、必要に応じて地方紙への掲載も考慮する。

4、表彰内容

会長名の賞状を授与

5、交通費

受賞者の総会参加時の交通費は受賞者負担とする。